

岩手県告示第804号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

平成21年10月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 名称 葛巻町葛巻特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 岩手郡葛巻町地内の国道281号と馬淵川左岸との交点を起点とし、起点から国道281号を東に進み元町川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を下流に進み馬淵川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を下流に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 2 (1) 名称 滝沢村柳沢特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 岩手郡滝沢村地内の一般県道鶴飼滝沢線と村道一本木工区5号幹線との交点を起点とし、起点から一般県道鶴飼滝沢線を南東に進み村道柳沢上郷3号線との交点に至り、同点から同村道を南に進み村道大石渡岩手山線との交点に至り、同点から同村道を北西に進み村道柳沢上郷1号線との交点に至り、同点から同村道を北東に進み村道柳沢上郷1号線から村道一本木工区5号幹線に通じる道路との交点に至り、同点から同道路を北東に進み村道一本木工区5号幹線との交点に至り、同点から同村道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 3 (1) 名称 大船渡綾里電話ケーブル特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 大船渡市三陸町綾里地内の電話ケーブル大船渡綾里線62号柱から綾里電話交換所までのケーブル線の両側50メートルの区域
- (3) 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 4 (1) 名称 越喜来吉浜電話ケーブル特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 大船渡市三陸町吉浜地内の電話ケーブル越喜来吉浜線1号柱から吉浜電話交換所までのケーブル線の両側50メートルの区域
- (3) 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 5 (1) 名称 釜石市鶴住居特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 釜石市地内の国道45号と市道安ヶ洞線との交点を起点とし、起点から国道45号を北に進み一般県道吉里吉里釜石線との交点に至り、同点から同一般県道を東に進み根浜海岸の海岸線との交点に至り、同点から同海岸線を南に進み市道鶴住居2号線との交点に至り、同点から同市道を北西に進みさらに南西に進み市道鶴住居線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道安ヶ洞線との交点に至り、同点から同市道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- (3) 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
- (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 6 (1) 名称 川井村中川井特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 下閉伊郡川井村地内の国道106号と村道川井テレビ中継所線から国道106号へ通じる私道との交点を起点とし、起点から国道106号を南西に進み下閉伊郡川井村大字川井第1地割110番地4付近を通る沢との交点に至り、同点から同沢を北西に進み村道川井テレビ中継所線との交点に至り、同点から同村道を北東に進み国道106号へ通じる私道との交点に至り、同点から同私道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

- (3) 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
 - (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 7(1) 名称 田野畑村長嶺特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 下閉伊郡田野畑村地内の村営長嶺哺育育成センターの区域
 - (3) 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
 - (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 8(1) 名称 田野畑村浜岩泉特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 下閉伊郡田野畑村地内の国道45号と村道大芦切牛線との交点を起点とし、起点から国道45号を北に進み民有林58林班と民有林56、57及び59林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み村道松前沢線との交点に至り、同点から同村道を北東に進み国道45号との交点に至り、同点から同国道を南東に進みさらに北に進み村道浜岩泉北線との交点に至り、同点から同村道を東に進み主要地方道岩泉平井賀普代線との交点に至り、同点から同主要地方道を南西に進み村道浜岩泉大芦線との交点に至り、同点から同村道を南東に進み農道浜岩泉線との交点に至り、同点から同農道を南西に進み村道大芦切牛線との交点に至り、同点から同村道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
 - (3) 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
 - (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 9(1) 名称 久慈市長坂特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 久慈市長坂地内の電話ケーブル宇部山根線47号柱から98号柱までのケーブル線の両側50メートルの区域
 - (3) 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
 - (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 10(1) 名称 八幡平市安比竜ヶ森特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 八幡平市地内の東北自動車道と市道豊畑竜ヶ森線との交点を起点とし、起点から東北自動車道を南に進み市道豊畑裏線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道豊畑中央線との交点に至り、同点から同市道を南西に進みさらに南東に進み八幡平市松尾地区と八幡平市安代地区の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み民有林27、28及び29林班と国有林盛岡森林管理署1452、1451、1450、1449、1453及び1454林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進みJR花輪線との交点に至り、同点から同線を南に進み国道282号との交点に至り、同点から同国道を北に進み小屋の沢林道との交点に至り、同点から同林道を西に進みさらに南東に進み市道前森山線との交点に至り、同点から同市道を南に進み民有林25林班中の市有地と民有地の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み国有林盛岡森林管理署1476、1474、1472及び1462林班と民有林25林班の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み前森林道との交点に至り、同点から同林道を南西に進み国有林岩手北部森林管理署479林班、国有林盛岡森林管理署1477及び1476林班並びに民有林24林班と国有林岩手北部森林管理署480林班、国有林盛岡森林管理署1482及び1481林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進みさらに南西に進みさらに北に進み市道赤川線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道豊畑安比線との交点に至り、同点から同市道を北東に進みさらに北西に進みさらに北東に進み市道細野線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道前森山線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道豊畑竜ヶ森線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
 - (3) 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで
 - (4) 使用を禁止する特定猟具 銃器
- 11(1) 名称 滝沢村一本木上郷特定猟具使用禁止区域
- (2) 区域 岩手郡滝沢村地内の東北自動車道と村道岩手山青年の家線との交点を起点とし、起点から東北自動車道を南に進み村道畜産試験場柳沢線との交点に至り、同点から同村道を西に進み村道一本木上郷主幹線との交点に至り、同点から同村道を北東に進み村道岩手山青年の家線との交点に至り、同点から同村道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
 - (3) 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

12(1) 名称 長岩鉱山特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 大船渡市内の国道107号と一般県道上有住日頃市線との交点を起点とし、起点から国道107号を南東に進み市道坂本沢線との交点に至り、同点から同市道を西に進み作業道上坂本沢線との交点に至り、同点から同作業道を北西に進み大船渡市と気仙郡住田町の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み住田町民有林21林班1小班と住田町民有林21林班3小班的境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み住田町民有林21林班4小班と住田町民有林21林班11小班的境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み住田町民有林21林班4小班と住田町民有林21林班5小班的境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み住田町民有林21林班4小班と住田町民有林21林班6小班的境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み住田町民有林21林班6小班と住田町民有林21林班7小班的境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み大船渡市と気仙郡住田町の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進みさらに南東に進み大船渡市民有林71林班と民有地の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み大船渡市民有林72林班と民有地の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み市道石橋1号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み一般県道上有住日頃市線との交点に至り、同点から同一般県道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

13(1) 名称 大船渡住田電話ケーブル特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 気仙郡住田町地内の電話ケーブル大船渡住田線と気仙郡住田町と大船渡市の境界との交点から気仙郡住田町地内の電話ケーブル大船渡住田線198号柱までのケーブル線の両側50メートルの区域

(3) 存続期間 平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器